

法人の実質的支配者情報の把握・登録等に関する新制度に対する意見

2026 年 9 月 24 日

日本商工会議所

東京商工会議所

国際的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が高まる中、F A T F 勧告に基づき法人の支配関係の透明性を向上させる新制度の導入は、日本の国際的な信頼性を維持するために不可欠である。

一方で、本制度は上場企業を除くすべての法人が対象となり、かつ登録が企業の義務（過料などの制裁を含めた罰則付き）であることから、その影響範囲は大きい。健全に活動する企業に過度な負担をかけない制度設計とするために、下記のとおり措置を講じられたい。

なお、本制度はその影響範囲の広範さにも関わらず、制度導入の必要性に関する議論や国民的な理解促進が十分に行われたとはいえない。今後、丁寧かつ十分な議論・対応が行われることを期待する。

記

1. 規制内容の妥当性と継続的な検証の義務付け

マネーロンダリング等の防止については、これまで犯罪収益移転防止法において、金融機関などに法人の実質的支配者（Beneficial Owner 以下、B O）情報の収集が義務付けられている。既存制度に加え本制度の導入により犯罪防止にどのような効果が得られるのか、また法人に罰則付きで登録義務を課す理由等、本制度の主な対象となる中小企業に納得感のある形で説明を行うべきである。

また、本制度の導入後には定期的に効果検証を行い、その結果を公表することを法律上定めるべきである。

あわせて海外での規制の動向や執行状況についても定期的に確認するとともに、デジタル技術の活用など、より簡素な代替手段によって、マネーロンダリング防止等の本制度の目的を果たせる場合には、規制のあり方を迅速に見直すべきである。

2. 法人の実質的支配者情報へのアクセス権限の明確化

現在検討されている制度案では、B O 情報へのアクセスは「法令で定める事務の遂行のため必要である場合」に可能としている。

B O 情報がマネーロンダリングや経済安全保障などの本来の法人格悪用への対策という目的を超えて利用されることのないように、担保措置を講じた上で、B O 情報へのアクセスは、閲覧を認める対象事務の範囲を明確に定めるべ

きである。

3. 罰則規定の慎重な運用

上場企業を除く、全法人に対して義務を課すことは、周知や制度理解の徹底に長期間かかることが想定される。そうした中で、認識不足や事務過失などにより届出を行っていない企業に対しても即座に罰則を科すことは避けるべきである。届出を行わない法人に対しては、まずは行政から催告等を行い、届出を促すということであるが、その旨は法令において明記すべきである。

また、届出の期限が経過した日から三年間届出をしないときは、登記の閉鎖などを命ずることができる」とされているが、B O情報の届出のみではなく、確定申告など、他の行政手続を行っている場合には、登記の閉鎖などの手続は行ふべきではない。

加えて、株式会社が役員の変更の登記等をしないまま、最後に登記をした時から「十二年」経過した場合に解散登記がされることを考慮すると、届出の期限が経過した日から「三年」間で登記の閉鎖を行うことは短期間であると言わざるを得ず、再考を求める。

4. B O情報収集のための事務負担の軽減

実質的支配者の把握に当たっては、様々なケースが想定される。そうした中で、B O情報の収集・届出が健全な企業活動の妨げになることは避けるべきである。

事業者によるB O情報の収集は、事業者が容易に把握可能な範囲とするべきである。全法人にB O情報の届出を義務化させる以上、B O情報を収集する公的機関が法人番号などを活用し、名寄せを行えば最終的には自然人まで辿り着くことが可能であると考えられるため、企業が提出するB O情報は、必要最小限のものとすべきであり、具体的には、法人・自然人を問わず、自社の株式を直接保有する者とすべきである。

また、特定事業者が法人等の同意を得て、代理での届出ができる制度を積極的に特定事業者に周知し代理での届出を促すなど、最大限事業者の事務負担を軽減するための措置を講じるべきである。

あわせて、代理での届出の際には、企業の側に追加的な費用負担が生じないよう簡素な手続きとすることとし、その内容を広く周知すべきである。

5. 徹底的な周知活動の実施

上場企業を除くすべての法人が対象となる以上、徹底的な周知が必要不可欠である。本制度はF A T Fの第5次対日相互審査との関係上、上場企業を除く、全法人に対して義務を課すにも関わらず、施行までの期間が約1年と極めて短期間であることから、あらゆるチャネルを活用して、全法人に対して、情報が行き届くよう、政府としてきめ細かな周知活動の実施が必要である。全法

人への周知および全法人からのＢＯ情報の届出には、相当な期間を要することが想定されるため、政府が主体となった強力な情報発信と十分なサポート体制の構築が不可欠である。

以上